介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老第0330077号厚生労働省老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について、基本的事項等を定めるものとする。

（検査実施機関）

第２　検査は、原則として、法第115条の32第2項又は第4項に基づく届出を受けた広域振興局長が実施するものとする。

（検査体制）

第３　検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、検査対象介護サービス事業者の指定事業所等の指定権限等を有する市町村等及び指定等事務を行った広域振興局（以下「指定等権者」という。）と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

（検査等）

第４　検査の区分等は次のとおりとする。

⑴　検査の区分

ア　一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、計画的に実施する。（別紙１参照）

イ　特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、事業者の組織的関与の有無を検証するため実施する。（別紙２参照）

⑵　検査等実施方法

ア　実施計画及び検査対象の選定

(ｱ) 一般検査（概ね6年に1回以上）

広域振興局長は、毎年度実施計画を作成し、保健福祉部長に報告するとともに、必要に応じ、指定等権者に情報提供のうえ調整を図るものとする。

(ｲ) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

イ　実施通知

検査の実施に当たっては、別紙様式１又は２により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合は、この限りでない。（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）

ウ　検査方法

検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。

エ　復命等

(ｱ) 検査担当職員は、検査（立入検査を除く。）の結果について、別紙様式3－1により速やかにとりまとめ、復命（報告）しなければならない。

(ｲ) 検査担当職員は、立入検査の結果について、別紙様式3－2により速やかに取りまとめ、復命（報告）しなければならない。

（検査結果の通知等）

第５　広域振興局長は、検査の結果、第６に規定する行政上の措置をとるべきと認められた事案については、検査結果及び関係資料等をとりまとめ、保健福祉部長に報告するものとする。

２　広域振興局長は、検査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事案については、「介護保険施設等指導実施要綱」の実地指導に準じた指導を行うものとする。

（行政上の措置等）

第６　知事は、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、別紙様式４又は５により文書で通知するものとする。

⑴　勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、別紙様式4により、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

⑵　命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、別紙様式5により、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

２　介護サービス事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、別紙様式６により、指定等権者に通知するものとする。

３　市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、別紙様式７により、求めのあった市町村長に通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者に対しても同様式に準じ通知するものとする。

（特別な処置）

第７　介護サービス事業者が第６第１項第２号の命令に違反したときは、当該事業者の運営する指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令順守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

２　検査実施方法については、指定等権者の指導監督部局と連携し、命令違反に関する個別事案を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。

（補則）

第８　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　附則

　この要領は、平成25年1月24日から施行する。

【別紙１】

一般検査の手順

|  |  |
| --- | --- |
| 事項（手順） | 内容 |
| １ 実施計画の策定２ 検査実施通知３ 検査実施① 報告等を求める② 出頭を求め運用状況聴取　※上記①、②については、記載順に実施する必要はなく、事業者側に出向き実施しても差し支えない。ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。③ 事業者本部等への立入検査　※４ 検査結果の復命等５ 改善勧告相当事案の報告　※６ 改善勧告の実施等　※７ 改善勧告に係る対応について報告聴取　※８ 改善命令の実施等　※９ 特別な処置　※10 指定取消・連座制の適用　※ | ・毎年度策定し、指定等権者に情報提供のうえ必要に応じ調整する。・検査対象事業者へ検査実施の通知（実施の概ね１ヶ月前）。・届出事項の内容について書類等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制（全体）の整備・運用状況を確認。・①で不備、不明瞭な場合、従業者から運用状況を聴取。状況に応じ、改善を求める（改善報告書の提出）。・②でも改善が見込まれない場合、立入検査実施（役職員との面談方式で運用実態を検証）・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等の指定等権者と連携し指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証。・検査報告書の作成、復命。・検査結果を報告。・「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。・内容の確認（改善措置が不十分な場合は、再検討を要請）。・（勧告に係る措置をとらなかったとき）「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。・（命令違反した場合）状況に応じて指定等権者と連携し指定事業所等への立入検査を実施し、実態を検証（３の③の時点で検証している場合には、この限りでない）。・命令違反した場合は、当該違反の内容を関係する指定等権者に通知。あわせて指定事業所等の指定等取消又は、既に指定事業所等の指定等取消が行われた場合には、他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨通知。 |

　※印は、該当する場合のみ。



【別紙２】

特別検査の手順

|  |  |
| --- | --- |
| 事項（手順） | 内容 |
| １ 報告の徴収等２ 立入検査実施通知３ 立入検査実施４ 検査結果の復命等５ 改善勧告相当事案の報告５ 改善勧告の実施６ 改善勧告に係る対応について報告聴取７ 改善命令の実施等　※８ 連座制の適用　※ | ・指定等権者の指導監督部局より指定事業所等の指定等取消処分相当事案発覚の報告を受け、連携を密にし速やかに対応。・検査対象事業者へ検査実施の通知（文書通知が必須ではない。また、実効性の観点から通知していない場合は、立入時に告知）。・業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が業務管理体制のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証。・指定事業所等の指定等取消処分相当事案に関し事業者の組織的関与の有無を検証。・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等の指定等権者と連携し、他の指定事業所等への立入検査を実施。・検査報告書の作成、復命。・検査結果を報告。・「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。・内容の確認（改善措置が不十分な場合は、再検討を要請）。・（勧告に係る措置をとらなかったとき）「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して対応を求める。・命令違反した場合は、当該違反の内容を関係する指定等権者に通知。・指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への事業者の組織的関与が認められた場合には、関係する指定等権者に他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨通知。なお、組織的関与が認められなかった場合においても情報提供する。 |

　※印は、該当する場合のみ。



別紙様式第１

文書番号

平成　年　月　日

会社（法人）名

代表者名　　様

広域振興局長

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

今般、貴社（法人）に係る標記について報告等を求めることとしたので、下記のとおり、関係書類を提出してください。

記

１　報告等の根拠規定

介護保険法第115条の33第1項

２　提出書類

⑴　業務管理体制の整備に係る自主点検表（別紙）

⑵　業務管理体制の整備に係る下記事項に関する運用の状況が確認できる書類

・　方針決定、内部規定・組織体制の整備、評価改善活動の状況

・　法令遵守責任者の役割及びその業務内容

・　業務が法令に適合することを確保するための規程の内容　※

・　業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容　※

（注）追加で資料の提供をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承願います。

（※印は、義務付けされている事業者のみ。）

３　書類の提出方法

郵送又は電子メールによること

　　　　郵送先

　　　　Email

４　提出期限

平成　年　月　日（　）

５　提出先

（担当者　　　　　　　　）

※　通知内容は検査の実施方法に合わせ適宜修正すること。



別紙様式第２

文書番号

平成　年　月　日

会社（法人）名

代表者名　　様

広域振興局長

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

このことについて、貴社（法人）への立入検査を下記により実施することとしたので、通知します。

記

１　報告等の根拠規定

介護保険法第115条の33第1項

２　立入検査の日時及び場所

　　平成　年　月　日（　）

３　立入検査担当者

４　立入検査の内容

①　業務管理体制の運用実態を検証（届出に関する書類等を基に役職員（経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員）からの状況聴取）

②　指定事業所の不正事案に関すること

５　準備する書類

①　業務管理体制の運用実態及び届出事項の内容について確認ができる書類

・　業務管理体制の全体像（方針決定、内部規定・組織体制の整備、評価改善活動の状況）

・　法令遵守責任者の役割及びその業務内容

・　業務が法令に適合することを確保するための規程の内容　※

・　業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容　※

（※印は、義務付けされている事業者のみ。）

②　不正事案発生の指定事業所に関するもの

（注）準備する書類については、必要な都度速やかに提出できるよう準備願います。また、追加で資料の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承願います。

（担当者　　　　　　　　）

別紙様式第３－１

業務管理体制確認検査結果報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 検査実施事業者名 |  |
| 事業者側立会者 |  |
| 検査実施日時 | 平成　　年　　月　　日（　）　　：　～　：　 |
| 検査担当者名 |  |

〈報告概要〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出状況 | 運用状況 | 今後の対応方針（改善事項） |
|  |  |  |

　※ 参考資料を添付すること

別紙様式第３－２

業務管理体制確認立入検査結果報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 検査実施事業者名 |  |
| 事業者側立会者 |  |
| 検査実施日時 | 平成　　年　　月　　日（　）　　：　～　： |
| 検査担当者名 |  |

〈報告概要〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査結果の総表 | 今後の対応方針 | 改善勧告 |
|  |  | 　○　す　る　○　しない |

　※ 参考資料を添付すること

業務管理体制確認検査結果報告書

１　不正事案に対する組織的関与について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事実確認の内容 | 組織的な関与に至った原因 | 事業者（役員等）の認識 |
| ※組織的関与の有無、具体的な関与の事実を記載する。（どこで、誰が、どのように関与していたのか。） |  |  |

２　業務管理体制について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現状の確認（具体的な運用状況） | 問　題　点（改善を要する事項） | 事業者(役員等)の理解・認識 |
| ※法令により定められた届出事項の内容を確認するとともに、業務管理体制の運用状況（全体像）を①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動のプロセスに分けて具体的に記載する。１　届出事項の内容２　業務管理体制　①　方針の策定　②　内部規程・組織体制の整備　③　評価・改善活動 | ※不正事案を未然に防止することができなかった業務管理体制の問題点（欠点）を記載する。 |  |

別紙様式第４

文書番号

平成　年　月　日

会社（法人）名

代表者名　　様

岩手県知事

業務管理体制の整備について（勧告）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33第1項の規定に基づき、平成　年　月　日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則第140条の39第○号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第115条の34第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

１　事業者名

２　勧告理由

３　勧告事項

４　改善期限

　　平成　　年　　月　　日

５　改善報告書の提出

⑴　別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

⑵　提出期限　　平成　　年　　月　　日

⑶　改善状況を確認するため、場合によっては、本社(本部)又は事業所等を訪問することがあります。

（担当者　　　　　　　　）

（別添）

勧告事項改善報告書

平成　年　月　日

岩手県知事　　　　　　　様

法人名

住所

代表者名　　　　　　　　印

（法人代表者印）

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 勧告事項 | 改善結果（具体的に記入） | 備考 |
|  |  |  |

※　備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

別紙様式第５

文書番号

平成　年　月　日

会社（法人）名

代表者名　　様

岩手県知事

業務管理体制の整備について（命令）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の34第1項の規定に基づき、平成　年　　月　　日付け　　第　　　号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

１　事業者名

２　命令事項

３　改善期限

　　平成　　年　　月　　日

４　改善報告書の提出

⑴　別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

⑵　提出期限　　平成　　年　　月　　日

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に岩手県知事に対し異議申し立てをすることができます。

（担当者　　　　　　　）

（別添）

命令事項改善報告書

平成　年　月　日

岩手県知事　○○○○　様

法人名

住所

代表者名　　　　　　　　印

（法人代表者印）

平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 命令事項 | 改善結果（具体的に記入） | 添付資料 |
|  |  |  |

※　改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

別紙様式第６

文書番号

平成　年　月　日

関係市町村長　様

岩手県知事

命令違反の通知

標記について、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の34第5項の規定に基づき通知します。

記

１　事業者名

　　事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

２　違反の内容

　　平成　　年　　月　　日付け　　第　　　号による命令の違反

３　その他

　　本件は、法第74条第6項に規定する義務に違反したものと認める。

　　よって、法第77条第5号に該当する。

　　　※ 適用条項は居宅サービスの例

（担当者　　　　　　　　）

別紙様式第７

文書番号

平成　年　月　日

関係市町村長　様

広域振興局長

権限行使の結果（通知）

標記について、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の33第4項の規定に基づき通知します。

記

１　検査実施事業者名

　　事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

２　検査年月日

３　検査結果の概要等

　　○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

（特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合）

法第70条第2項及び法第70条の2第4項に該当

　　　※ 適用条項は居宅サービスの例

（担当者　　　　　　　　）